

- 日時 4月18日(土) 午前9時30分～11時
- 会場 市総合体育館 サブアリーナ
- 講師 湯座聖美さん (ダイエットインストラクター)
- 対象 市民または市内にお勤めの方 (年齢・性別問いません)
- 参加費 無料
- 持ち物 長めのフェイスタオル、上履き、飲み物、動きやすい服装でお越しください。
- 参加方法 4月16日(木)までに、船引公民館の窓口か電話で申し込みください。

船引公民館 スポーツ&カルチャー教室
簡単！ 疲れづらく 痩せやすい体のつくりかた

この春からトレーニングを始めませんか？
 本教室では、健康的な身体を作るための運動やストレッチを行います！
 自律神経やホルモンのバランスも一緒に整えましょう。



田村市国際交流協会 各教室参加者募集

英会話教室 (初級・中上級)

- 日時 4月～7月(月2回、全8回) 午後7時～8時30分
- ★初級…第1・3月曜日
- ★中上級…第2・4月曜日
- 会場 船引公民館 研修室 ほか
- 対象 ★初級…簡単な日常会話から学びたい方
- ★中上級…英語力、英会話力をさらに伸ばしたい方
- 定員 各教室 20人
- 講師 英語指導助手(各教室1人)



【共通事項】

- 参加費 市国際交流協会会員…3,500円 一般…6,000円
- ※英会話教室は別途テキスト代が必要です。
- 申込方法 3月25日(水)までに、電話・FAX・メールのいずれかで、①希望教室、②氏名、③住所、④電話番号を明記のうえ、申し込みください。
- その他
 - ①成人の方が対象です。
 - ②申込者が定員を超えた時点で募集を締め切ります。
 - ③英会話教室の初・中上級コースの両方に申し込むことはできませんが、英会話教室とゴスペル教室の同時申し込みは可能です。
 - ④教室への途中からの参加はできません。お早めに申し込みください。
 - ⑤日時は会場の都合や休日と重なったときなど、時間・曜日を変えることがあります。
 - ⑥日程と会場の詳細は、申込者にお知らせします。

☎・☎ 田村市国際交流協会事務局 (産業部 観光交流課内) ☎81-2136 FAX 81-1210 ✉kanko@city.tamura.lg.jp

ゴスペル教室

- 日時 4月～7月の第2・4木曜日(月2回、全8回) 午後7時～8時30分
- 会場 市文化センター リハーサル室 ほか
- 対象 ゴスペルに興味のある方 ※英語でゴスペルを歌います。
- 定員 40人
- 講師 英語指導助手 1～2人



田村市国際交流協会に入会しませんか？

毎年12月開催のパーティーのほか、各種事業を行っています。入会を希望する方は、お気軽にお問い合わせください。

- 協会年会費 個人会員…2,000円 家族会員…3,000円 学生会員…無料

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

相談 B型肝炎特別措置法の相談ができます

- 日時 4月11日(土)午後1時半～(受付 午後3時まで)
 - 場所 けんしん郡山文化センター 第1・2会議室
 - 内容 集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による相談会
 - その他 予約のある方優先です。当日会場で申し込むこともできます。個人情報厳守します。
- ☎全国 B型肝炎訴訟新潟事務所 ☎025-223-1130

水道 水道給水契約の定型約款について

令和2年4月1日施行の民法改正で「定型約款」に関する規定が新設され、水道の契約にも適用されます。「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、市の水道供給契約の条件などを定めた「田村市水道事業給水条例」と「田村市水道事業給水条例施行規程」がこの定型約款に当たります。条例等の内容は、市のホームページをご確認ください。

☎上下水道局 上下水道課 ☎82-1527

募集 地域創生総合戦略(第2期)のパブリックコメント

第2期田村市地域創生総合戦略の素案について、パブリックコメントを実施します。市民の皆さんのご意見をお寄せください。

- 期間 3月5日(木)～18日(水)
- ※素案の閲覧、意見募集用紙の入手方法や提出方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎総務部 経営戦略室 ☎81-2117

広告欄 Advertisement

第11回特別弔慰金の案内

特別弔慰金を受けるには請求手続きが必要です。該当する方は、お早めに請求手続きをしてください。

- 支給対象者 令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番のより上位のご遺族1人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
 - 請求期限 令和5年3月31日
 - ※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができません。請求漏れのないようご注意ください。
- ☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273 各行政局 市民課、各出張所

測定 食品の放射性物質測定のお知らせ

1月に、市内で産出された自家用野菜や自然採取された食品の測定結果は、測定件数23件のうち、基準値を超えたものは1件で、測定値は最大310ベクレル(シタケ)でした。

食べ物や飲み水の放射性物質測定は通年受け付けていますので、お気軽にお申し込みください。

- 受付時間 午前9時～午後5時 ※平日のみ
 - 受付場所 市役所、各行政局、各出張所
 - 申込方法 お近くの測定受付窓口にお持ちください。
 - 測定費用 無料
 - 測定対象 自宅などで収穫された自家用の野菜、山菜やきのこなど、飲料に供する引き水や井戸水
 - 留意点
 - ・測定品は500g以上必要です。(水は1ℓ以上)
 - ・土や泥を洗い流し、ビニール袋に入れてお持ちください。
 - 結果通知 検査結果は測定品の返却時に直接お渡しするか、郵送でお送りします。
- ☎産業部 農林課 ☎81-2511 各行政局 市民課、各出張所

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ